令和8年度　受水事業所連絡会での質疑

〇日時等
令和8年9月1日（火）午後2時から　　北部水道事業所
令和8年9月3日（木）午前 10 時から　　東部水道事業所
令和8年9月4日（金）午前 10 時から・午後2時から（2回）　　南部水道事業所

◆資料2「令和7年度大阪広域水道企業団決算概要」に関する質疑

Q1−1：収益的収支のうち、単年度損益が前年度より6億8千万円減となり、令和7年度は5億5千万円の赤字になったことについて、大場浄水場の更新工事などの償却開始に伴い費用がかかったという説明があり、減価償却費の増加で赤字になったように聞こえるが、工事を行うにあたって減価償却費の増加を見込んでいなかったということか。
A1−1：減価償却費の増加については、計画の中で当初から見込んでいます。施設の稼働による維持管理費の減少などでトータルコストが下がることから更新工事を選択しています。減価償却費のみを見ると増加となっていますが、見込んでいなかったために赤字となった訳ではありません。

Q1−2：単年度損益の推移を見ると、右肩下がりで令和7年度は赤字となっているが、今後、黒字に向けてどのように運営されるのか。
A1−2：工業用水道は総括原価主義で、かかった費用の総額をいかに料金収入で回収するかといったことになります。令和3年度が突出して収益が多いのは、減量を実施したことによる減量負担金を特別利益として計上したことが大きな要因です。令和8年度も減量負担金の収益があるため損益は改善しますが、経常的に収益が減るので、経営状況は厳しくなります。企業団の事業計画の中で、令和9年度以降は単年度損益が赤字になることを見込んでおり、今後、料金改定を検討せざるを得ないと考えています。

Q1−3：減量すると収益が増加するということについて、詳しく説明してほしい。
A1−3：今回、減量された受水事業所様には、減量負担金と特別減量負担金の2種類の負担金をお支払いいただきます。
特別減量負担金は今後 10 年間で収益化します。減量負担金は収入した年度に特別利益として計上します。これにより令和8年度の損益は改善する見込みですが、一時的な負担金収入であるため、経常的に損益が改善するというわけではありません。

Q1−4：これまで黒字経営であったところ、令和7年度決算は赤字になったとのことだが、今後の経営は大丈夫なのか。今後も赤字となる予定か。
A1−4：経営戦略の財政収支の見通しでは令和9年度以降は赤字となる見込みですが、積立金等を活用しながら赤字の解消を図り、今後は料金改定を検討していく必要がある旨、昨年度の説明会にて説明させていただいたところです。

今後、料金改定に向けて具体的に検討を開始する段階になれば、受水事業所様に報告させていただきます。
なお、今年度は減量負担金の収益があることから、黒字は確保できる見込みです。

◆資料4「工業用水水質検査報告書」に関する質疑

Q2-1：水質検査の結果はウェブページにも掲載されているか。採水頻度はどの程度か。
濁度は雨の影響で変わると思うが、濁度以外の項目で大幅に変わるものはあるか。
A2-1：水質検査の結果はウェブページにも掲載しています。浄水場の供給水については毎日の計器値を掲載しており、配水幹線については3か月に1回の頻度で採水しています。
大雨による河川の状況で濁度が変わることはありますが、濁度以外で大幅に変わる項目はありません。

Q2-2：水質について、工業用水は PFOS の試験は行っているか。
A2-2：原水を定期的にモニタリングしており、基準値以下であることを確認しています。

◆資料5「工業用水のご利用にあたって」に関する質疑

Q3-1：一定受水のお願いの中で、工業用水の受水量を急激に変動させると供給水に濁りが発生すると記載されているが、急激な変動とはどれくらいを指すか。
また、基本使用水量以内の変動でも濁度が変わるのか。
A3-1：具体的な水量をお示しすることは難しいですが、受水槽が満杯になるとバルブを閉め、受水槽が空杯に近づくとバルブを開けるというようなことは避けていただきたいです。水量がなだらかに変わっていくようなバルブの調整をお願いします。
周辺の受水事業所様の使用状況にもよります。営業時間の昼に使用して夜は使用しないということもあると思うので多少の増減は問題ありませんが、複数の受水事業所様が朝に一斉に使用し始めると流速が一気にあがってしまい、濁度が上昇してしまうということが考えられます。

◆資料6「工業用水道メーター取替作業について」に関する質疑

Q4-1：工業用水道メーター取替作業について、取替時期をお知らせいただけるとのことだが、どれくらい前に連絡があるか。
また、作業日について、平日ではなく土日でも対応いただけるか。
A4-1：1か月以上前にお知らせします。
また、作業日については原則平日でお願いしていますが、所管の水道事業所に事前にご連絡いただければ平日以外でも対応させていただきます。

◆資料7「工業用水の受水圧力の低下に伴うご契約者様における今後の対応について」に関する質疑
（南部水道事業所管内限定）

Q5−1：バイパス配水管の整備により配水圧力が 100 kPa 程度低下するということだが、今後は配水圧力 49kPa で利用できるような対応が必要ということは、現在の配水圧力は約 150 kPa ということか。
A5−1：資料7別紙の地図上の「企業団圧力監視ポイント」における圧力が現状約 350kPa であり、ここから 100kPa 低下させ、約 250kPa で配水することとなります。ただし、各受水事業所様における受水圧力が条例で定める圧力 49kPa を下回らないよう調整させていただきます。

Q5−2：資料7別紙に管の口径を小さくするとの記載があるが、口径を小さくすると配水量が減り、水需要が増加した場合に一部の受水事業所が受水できなくなるといった事象は生じないか。
A5−2：受水事業所様の水需要を踏まえた縮径であり、一定の余裕を見込んだ上で実施することから、一部の受水事業所様が受水できなくなるといった事象は生じないものと考えています。

Q5−3：受水圧力の低下に伴う対応は、2029 年度まで（2030 年3月まで）に対応すればよいか。
A5−3：そのとおりです。

Q5−4：バイパス配水管の整備に伴う受水圧力の低下の影響を受ける受水事業所はどこか。受水圧力の低下による影響を確認するため、個別に事前の圧力低下試験を行っていただくことは可能か。
A5−4：資料7別紙の地図上に赤の点線で示す範囲が影響範囲であり、泉大津ポンプ場より南は含まれません。
事前に影響の程度を確認されたい場合は、南部水道事業所に相談いただければ対応します。

Q5−5：水圧測定器等を持っていない場合、受水圧力の低下による影響について、現時点でどのように確認すればよいか。
A5−5：南部水道事業所に相談いただければ対応します。受水圧力については各受水事業所の立地や敷地内の配管状況等に応じて異なってくるため、まずは送水課へ相談してください。

◆資料8「令和8年度の基本使用水量（契約水量）の減量の状況について」に関する質疑

Q6−1：基本使用水量（契約水量）の減量について、分割減量を申し込み、納付書をいただいた。来年度は何月頃に納付すればよいか。
A6−1：納期限は毎年9月下旬から10月中旬頃（減量の日から起算して5営業日前）を設定しているので、それまでに納付をお願いします。

Q6−2：今後も減量を行う予定はあるか。

A6−2：今回の減量は、令和3年度と令和8年度の2回に分けて減量を実施する旨を令和2年度に説明したことを踏まえて実施したものです。現時点において、次回の減量を実施する予定はありません。

◆参考資料「水道データ情報公開サービスについて」に関する質疑

Q7−1：水道データ情報公開サービスについて、前日までの1時間ごとの使用水量と超過水量を過去3か月分確認できると記載されているが、問合せをすれば、過去3か月分より前のデータも確認することができるか。

A7−1：所管の水道事業所に問合せいただければ、過去3か月分より前のデータを提供できます。

◆その他の質疑

Q8−1：昨年度の資料「減量シミュレーター」に記載されていた3割の値上げについて、どのように予定しているのか。値上げは令和 12 年度から予定しているのか。3割以上の値上げも考えられるのか。

A8−1：昨年度に令和8年度の基本使用水量の減量規模（日量3万㎥）を決定するに当たり、「大口受水事業所様の撤退により経営環境は更に厳しくなっている状況の変化はあるものの、令和2年度の減量実施時に説明させていただいたとおり値上げが3割程度に収まるよう、減量の上限を日量3万㎥に設定して減量する。」と説明させていただきました。

その後、さらなる物価上昇や金利の上昇もあり、かなり厳しい経営状況になってきていることから、令和7年度の決算を踏まえ、現在、経営シミュレーションを精査しているところです。3割以上の値上げとなる可能性もあると考えています。

Q8−2：3割程度の値上げをするかもしれないということだが、次年度（令和9年度）単価から値上げをする可能性があるのか。

A8−2：受水事業所様が対応する時間も必要と考えており、今後、料金改定に向けて具体的に検討を開始する段階になれば、受水事業所様に報告させていただきます。

Q8−3：企業団は、どのようなコスト削減や経営改善、経営の合理化に取り組んでいるか。実施済の取組以外に、計画中又はまだ完了していない取組はあるか。

また、大阪市の工業用水を運営している「みおつくし工業用水コンセッション株式会社」とあわせた効率的な運営などはしないのか。

A8−3：これまで取組として、三島浄水場の機能を大庭浄水場に一元化し、効率的な浄水処理を行うことで、更新費用等の削減を図っています。

これ以外の取組では、電力のピークカットや浄水発生土の有効活用といった取組は継続して実施しているところです。

現状、大阪市のような工業用水道事業の運営は検討しておらず、企業団として工業用水道事業の効率的な運営に取り組んでいきます。

Q8-4：計画を立てて進めている老朽化対策について、対策が必要な箇所とその進捗状況について教えてほしい。令和7年度決算が赤字となったことや昨今の物価上昇なども踏まえると、計画の変更などはあるのか。

A8-4：老朽管の更新やバイパス配水管の整備を主に進めており、漏水箇所等も優先的に更新しています。現時点における進捗状況については概ね計画どおりです。

Q8-5：老朽管の更新に係る基準はあるか。

A8-5：更新基準は考え方を整理の上設定しています。

Q8-6：超過水量の考え方を教えてほしい。

A8-6：例えば、契約水量が 240 ㎥/日とすると、それを時間で除すと、1日 24 時間なので、1時間当たりの契約水量は 10 ㎥となります。1時間当たりの使用水量が 10 ㎥を超えた場合、例えば1時間当たりの使用水量が 12 ㎥だった場合、2㎥が超過水量としてカウントされることとなります。